

名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業
落札者決定基準

令和 8 年 4 月

名古屋市

目次

第1 落札者決定基準の位置づけ	1
第2 事業者選定の概要	1
1 事業者選定の方法	1
2 審査の進め方	1
3 評価体制	1
第3 資格審査	3
第4 提案審査	3
1 基礎審査	3
(1) 提出書類の確認	3
(2) 入札価格の確認	3
(3) 基礎的事項の確認	3
2 総合評価	4
(1) プレゼンテーション・ヒアリング	4
(2) 提案内容評価点の審議・算出	4
(3) 価格評価点の算出	12
(4) 総合評価点の算出	12
(5) 提案内容評価点の確認	12
第5 優秀提案者の選定	12
第6 落札者の決定	12

第1 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、名古屋市（以下「市」という。）が「名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者の選定を行うにあたり、「名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業総合評価委員会議」（以下「総合評価委員会議」という。）において、優れた入札参加者を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は、本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用され、用語の定義と同じものとする。

第2 事業者選定の概要

1 事業者選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とする。

事業者の選定にあたっては、入札価格、設計、建設等に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価し、落札者を決定する。

なお、本事業は、平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、調達手続きには地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）が適用される。

2 審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加者資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満たしているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

3 評価体制

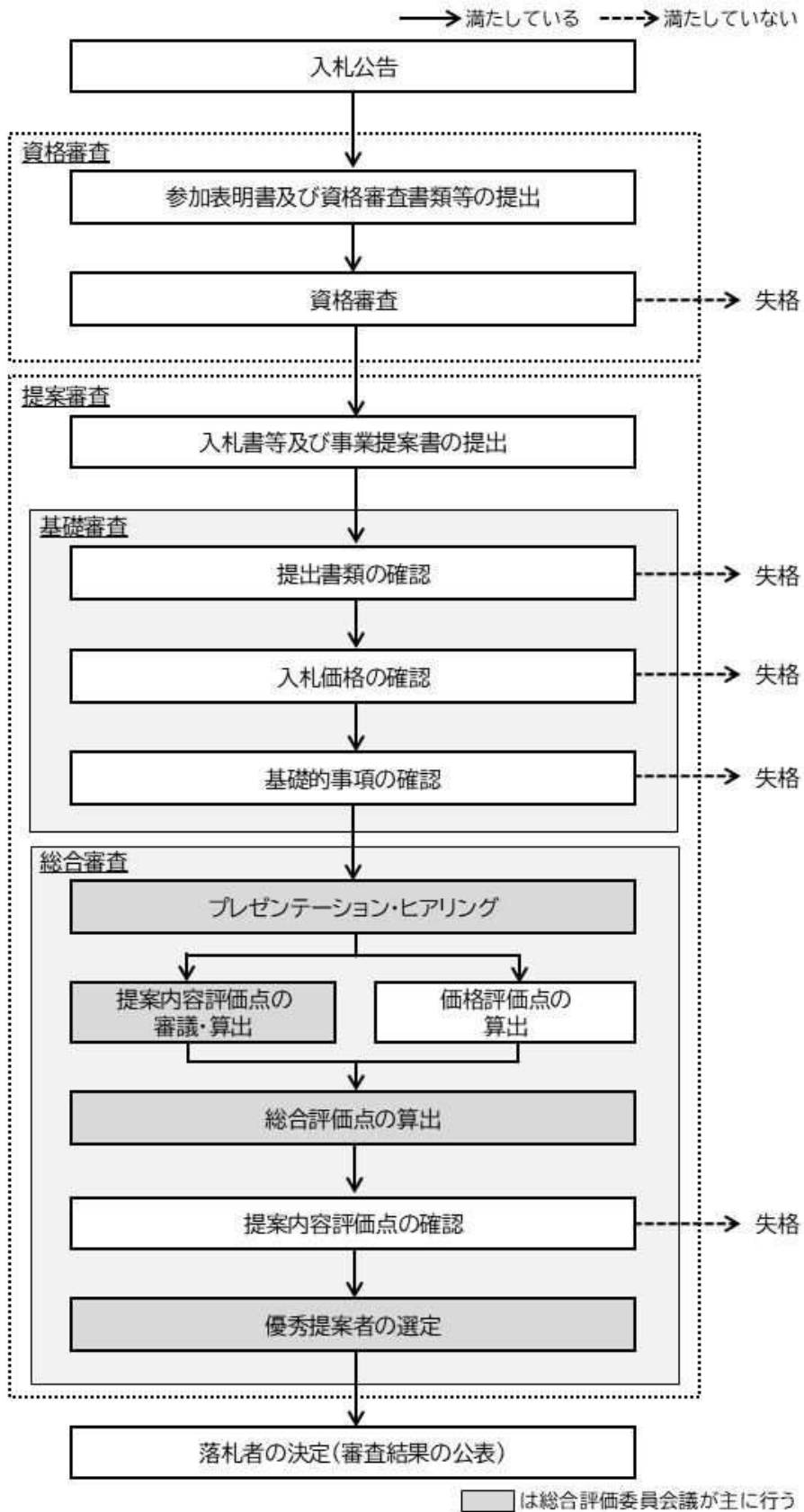
事業提案書の評価は、総合評価委員が行い、入札参加者に対して市又は総合評価委員が必要と判断した場合は、ヒアリングを行う。総合評価委員は、次の5名とする。

なお、応募者の構成員等が、落札者決定前までに総合評価委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合は、応募者を失格とする。

役職	氏名	所属（役職・肩書）
委員	今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー 客員教授
委員	加藤 義人	岐阜大学 客員教授
委員	佐藤 久美	名古屋国際工科専門職大学工科学部 教授
委員	鈴木 賢一	名古屋市立大学 特任教授
委員	水谷 香織	名古屋学院大学現代社会学部 准教授

（委員は五十音順、敬称略）

【落札者決定までの流れ】



第3 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加資格要件等の具備を市において確認し、その結果を各応募者に通知する。

資格審査の結果、参加資格要件等を充足していない応募者は、失格とする。資格審査に係る参加資格要件等は、入札説明書第4の1を参照のこと。資格審査通過者は、事業提案書を提出することができる。

なお、提案様式等の詳細については、様式集を参照のこと。

第4 提案審査

1 基礎審査

市は、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書について、基礎審査項目を充足していることを確認する。当該項目のいずれかでも満たしていない場合、入札参加者に確認の上、失格とする。全ての項目を満たしていることが確認された入札参加者を、総合評価の対象とする。

なお、提案様式等の詳細については、様式集を参照のこと。

(1) 提出書類の確認

市は、提出された書類について、下記の審査項目を満たしていることを確認する。当該項目のいずれかでも満たしていない場合、入札参加者に確認の上、失格とする。

審査項目	審査内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。

(2) 入札価格の確認

市は、入札書に記載された金額が、予定価格の範囲内にあることを確認する。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎審査項目の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

また、本事業では名古屋市低入札価格調査要領（17 財監第 69 号）に準じ、調査基準価格に満たない入札者に対し調査を行う。調査の結果、本事業の適切な履行がされないおそれがあると判断した場合には、当該入札者を落札者としめない可能性がある。

なお、同要領第5条第2項の規定は準用しないものとする。

(3) 基礎的事項の確認

市は、事業提案書に記載されている内容が、入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準を満たしていることを確認する。基本的条件及び要求水準を満たしていない疑いがある場合、市は入札参加者に対して提案内容を確認する。その上で、基本的条件及び要求水準を満たしていないと判断される場合、当該の入札参加者を失格とする。また、併せて提案内容に矛盾や齟齬がないかを確認する。提案内容に矛盾や齟齬がある場合、市は当該入札参加者に対して提案内容を確認する。この段階において、書類の記載内容に漏れや誤植が見つかった場合、市は入札参加者に対して、書類の修正を依頼することができる。依頼があった場合、入札参加者は直ちに当

該箇所を修正した書類を提出すること。

審査項目	審査内容
記載内容の確認	記載されている内容が、要求水準等を充足しているか。
矛盾や齟齬の確認	記載されている内容に、矛盾や齟齬がないか。

2 総合評価

(1) プレゼンテーション・ヒアリング

事業提案書の審査にあたって、提案内容に関する理解向上を目的として、基礎審査を通過した入札参加者全員に対して、入札参加者によるプレゼンテーションの場を設ける。加えて、提案内容の確認のため、基礎審査を通過した入札参加者全員に対して、ヒアリングを実施する。

(2) 提案内容評価点の審議・算出

ア 提案内容の評価項目と配点

本評価では、総合評価委員会において、各提案内容をウに示す4つの評価項目(1. 事業実施に関する評価、2. 設計に関する評価、3. 建設に関する評価、4. 工事監理に関する評価)により評価し、採点する。

なお、本評価の合計点(以下「加算点」という。)は【700点】とする。

イ 提案内容の評価項目の採点基準

入札価格を除いた提案内容に関する評価では、各評価項目において、次に示す4段階により評価し、採点することとする。

加算点は、各委員の評価点の平均とし、算出された加算点の小数点以下第四位を四捨五入し、小数点以下第三位までの数値とする。

段階	評価	評価内容	採点基準
1	A	要求水準を超える優れた提案があり、具体性や実現性がある。	配点×1.00
2	B	要求水準を超える提案があり、具体性や実現性がある。	配点×0.75
3	C	要求水準を満たす程度の提案があり、具体性や実現性がある。	配点×0.50
4	D	要求水準を満たす程度の提案があるが、具体性や実現性が十分でない。	配点×0.25

ウ 提案内容の評価の配点

大項目	No.	中項目	小項目	配点	構成比
1. 事業実施に関する評価				110	15.7%
	1-1	事業実施の基本方針		35	5.0%
	1-2	事業実施体制、役割分担及びモニタリング		25	3.6%
	1-3	業務工程		25	3.6%
	1-4	リスクへの適切な対応		25	3.6%
2. 設計に関する評価				480	68.6%
	2-1	建築・公園計画の 考え方	コンセプト、配置計画	40	5.7%
			動線計画、セキュリティ計画	30	4.3%
			ユニバーサルデザイン・サイン計画	30	4.3%
			広場計画（設備計画を除く）	60	8.6%
			雨天猛暑対策	35	5.0%
			にぎわいの創出	35	5.0%
			地下駐車場計画（設備計画を除く）	50	7.1%
			渋滞対策	60	8.6%
	2-2	環境・経済性配慮の 考え方	環境保全・環境負荷低減への 配慮	30	4.3%
			経済性への配慮	20	2.9%
	2-3	構造計画の考え方	構造方法の選定・耐震安全性	30	4.3%
	2-4	設備計画の考え方	設備の機能性・利便性・更新 性の向上に関する工夫	30	4.3%
	2-5	防災安全計画の 考え方	防災対策・安全性の確保	30	4.3%
3. 建設に関する評価				80	11.4%
	3-1	建設業務全般に 関する評価	施設整備に関する評価	25	3.6%
			地域住民への対応等に関する 評価	25	3.6%
	3-2	改修工事の休場期間設定		30	4.3%
4. 工事監理に関する評価				30	4.3%
	4-1	工事監理業務全般に関する評価		30	4.3%
提案内容評価点合計				700	100%

※構成比の値は、小数点第二位を四捨五入してそれぞれ表示しているため合計は必ずしも100%とまらない。

エ 提案内容の評価の配点

1. 事業実施に関する評価【110点】

No.	項目	評価の視点	配点	対応様式
1-1	事業実施の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び整備方針を十分に理解した基本方針が提案されているか。 ・事業特性、立地条件等を考慮し、維持管理運営の視点、公園利用者の視点を踏まえた基本方針が提案されているか。 ・提案者が提示する業務実施方針やコンセプトに基づいた一貫性のある提案であるか。 ・提案全体として、バランスのとれた提案であるか。 	35	7-1-1
1-2	事業実施体制、役割分担及びモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間を通じ、本事業を円滑に実施できる実施体制が提案されているか。 ・市が行うモニタリングの効率化に寄与する具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・業務の品質を維持・向上するセルフモニタリングの方法について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	25	7-1-2
1-3	業務工程	<ul style="list-style-type: none"> ・重点管理すべき工程を明確化した上で、不測の事態に備えた工程上の余裕を一定程度確保し、要求水準書に示すスケジュールに対して、確実に完成引渡し可能な業務工程が提案されているか。 ・統括管理業務として提案した業務工程全体を遵守するために工程管理上の工夫を具体的に提案しており、優れた内容であるか。 	25	7-1-3
1-4	リスクへの適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業特有のリスクも含め、業務遂行にあたり想定されるリスクが的確に分析されているか。 ・リスク低減・防止及び効果的な対応策について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	25	7-1-4

2. 設計に関する評価【480点】

No.	項目	評価の視点	配点	対応様式
2-1	建築・公園計画の考え方			
	コンセプト、配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の整備の基本的な考え方及び整備方針・目的を踏まえた適切なコンセプトが提案されているか。 ・外観デザインについて、周辺地域と調和した意匠計画が提案されているか。 ・本施設の役割や整備目的を踏まえた適切な全体配置計画が提案されているか。 	40	7-2-1
	動線計画、セキュリティ計画	<ul style="list-style-type: none"> ・動線計画は、施設の利用・運営の効率性や利用者の安全性を高めるとともに、周辺施設の利用者や地域住民の往来等にも配慮した具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・セキュリティ計画は、施設の管理区分毎に適切な水準が確保されており、施設管理・不審者対策等を考慮した具体的かつ優れた提案がなされているか。 	30	7-2-2
	ユニバーサルデザイン・サイン計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインについて、年齢・性別・国籍や障害の有無等に関係なく、多様な公園利用者に配慮した、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・障害者団体等への説明会の開催スケジュールや説明方法等について、具体的に提案がなされているか。また、説明会で寄せられた要望に柔軟に対応できる計画となっているか。 ・サイン計画について、周辺環境・公園施設と統一したわかりやすい計画となるよう、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	30	7-2-3
	広場計画 (設備計画を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞穂公園全体の施設及び山崎川や緑といった自然環境と調和した広場計画について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・広場の機能に応じた利用者の安全を確保（衝突防止、落下防止、転倒防止等）するための広場計画について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・広場の見通しがよく、防犯性に配慮した具体的かつ優れた提案がなされているか。 	60	7-2-4

No.	項目	評価の視点	配点	対応様式
		<ul style="list-style-type: none"> 植栽について、瑞穂公園全体の植栽計画を考慮するとともに、地下駐車場の上部空間であるという施設特性を踏まえた植栽の健全な生育環境の確保、季節感が感じられる樹種の選定、緑化率を向上する提案がなされているか。 		
	雨天猛暑対策	<ul style="list-style-type: none"> 雨天・猛暑への対策（暑熱対策、日射遮蔽対策等）について、広場の機能等を踏まえた上で、総合的な観点から具体的、効果的かつ優れた提案がなされているか。 	35	7-2-5
	にぎわいの創出	<ul style="list-style-type: none"> 日常利用に加え、様々なイベントに対応できるよう、柔軟性の高い広場の計画がなされているか。 広場が交流や憩いの場となり、様々な利用者がにぎわいの創出を図れるような提案がなされているか。 	35	7-2-6
	地下駐車場計画（設備計画を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場内・外において、利用者の安全を確保（衝突防止、転倒防止等）するための具体的かつ優れた提案がなされているか。 駐車場内の見通しが良く配置、動線が明快で利用者に分かりやすい計画となるための具体的かつ優れた提案がなされているか。 駐車場内の防犯性に配慮した具体的かつ優れた提案がなされているか。 	50	7-2-7
	渋滞対策	<ul style="list-style-type: none"> 事業予定地北側車道（瑞穂東西第8号線）の渋滞緩和に寄与するように、駐車台数や出入口計画、駐車場案内、車両動線等について具体的かつ優れた提案がなされているか。 駐車場内の出庫渋滞の緩和に寄与するように、出入口計画、駐車場案内、車両動線等について具体的かつ優れた提案がなされているか。 	60	7-2-8

No.	項目	評価の視点	配点	対応様式
2-2	環境・経済性配慮の考え方			
	環境保全・環境負荷低減への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・自然由来の素材の使用、伐採木の活用等、人と環境に配慮した具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・事業予定地周辺の環境保全、向上に配慮した具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・省エネルギーに資する施設計画について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	30	7-2-9
	経済性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストに配慮し、各計画（建築・公園、構造、設備）において、更新・維持管理・修繕の費用を抑えるための具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・立地条件の分析を踏まえた対候性のある外装材や、強度・耐久性のある内装材が提案されているか。 	20	7-2-10
2-3	構造計画の考え方			
	構造方法の選定・耐震安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・性能、工期、建築計画との整合性等を総合的に勘案した構造形式が選定されているか。 ・将来の更新や変化に配慮したゆとり、フレキシビリティ、合理的な耐久性を確保するための具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・構造体・非構造部材・設備の耐震性の確保について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	30	7-2-11

No.	項目	評価の視点	配点	対応様式
2-4	設備計画の考え方			
	設備の機能性・利便性・更新性の向上に関する工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の特性を踏まえた機器、方式の採用等の具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・施設運営への影響を最小限にするため、本事業で設置する設備機器等の修繕や更新のしやすさに配慮した具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・公園施設の運用をする上で必要な各設備（中央監視設備、管理カメラ設備、総合操作盤等）は、既存施設等と連携が図られ、公園施設全体の維持管理・運営が円滑に行うことができる提案がなされているか。 	30	7-2-12
2-5	防災安全計画の考え方			
	防災対策・安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策や避難の安全性の考え方、災害時に広域避難場所として機能するための各計画（建築・公園計画、構造計画、設備計画）での安全性の確保について具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・豪雨等で地下駐車場の浸水被害が見込まれる際に浸水被害を最小限にするための具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・児童や高齢者、障害者等の使用を想定した事故防止策について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	30	7-2-13

3. 建設に関する評価【80点】

No.	項目	評価の視点	配点	対応様式
3-1	建設業務全般に関する評価			
	施設整備に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> 建設期間中の安全確保や確実な品質管理について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 不測の事態が生じた場合においても工期を遵守し、工事遅延を発生させないための具体的かつ優れた提案がなされているか。 事業予定地周辺の土地の状況を鑑みた施工方法、効率的な作業運用を提案されているか。 	25	7-3-1
	地域住民への対応等に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事に伴う近隣への影響（騒音、交通渋滞等）を最小限に抑えるための工夫や近隣からの意見に対する対応方法が提案されているか。 地域住民への配慮について、説明の実施スケジュールや説明方法等について具体的かつ優れた提案がなされているか。 	25	7-3-2
3-2	改修工事の休場期間設定	<ul style="list-style-type: none"> 休場期間の短縮や、休場範囲を小さくする等、公園施設の運営への影響を最小限にする改修工事計画について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	30	7-3-3

4. 工事監理に関する評価【30点】

No.	項目	評価の視点	配点	対応様式
4-1	工事監理業務全般に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> 工事監理業務の実施手順が明確であり、円滑に遂行できる提案がなされているか。 確実な品質管理について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	30	7-4-1

(3) 価格評価点の算出

入札書の金額に、取引にかかる消費税及び地方消費税の額を加算した金額（以下「提案価格」という。）を用いて、次の算式により「価格評価点」として算出する。

最も低い提案価格を提示した入札参加者の評価点を【300点】満点とし、その他の入札参加者の価格評価点は、提案のうち最も低い提案価格からの割合に基づき算出する。ただし、有効桁数は小数点第三位とし、小数点第四位は四捨五入する。

$\text{価格評価点} = \frac{\text{提案のうち最も低い提案価格}}{\text{当該入札参加者の提案価格}} \times \text{【300点】}$
--

(4) 総合評価点の算出

提案内容評価点と価格評価点を合計した点数（以下「総合評価点」という。）により総合評価する。

なお、それぞれの配点を合計し、総合評価点は【1,000点】満点となる。

$\begin{array}{l} \text{総合評価点} \\ \text{(満点 1,000点)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{【提案内容評価点】} \\ \text{(満点 700点)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{【価格評価点】} \\ \text{(満点 300点)} \end{array}$

(5) 提案内容評価点の確認

市は、提案内容評価点が最低提案内容評価点【350点】以上となっていることを確認する。最低提案内容評価点未満の入札参加者は、失格とする。

第5 優秀提案者の選定

総合評価委員会議は、入札参加者の提案内容に対して、総合評価点が最も高い提案を行った者を優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。ただし、総合評価点の最も高い提案が同点で複数ある場合は、提案内容評価点が最も高い者を優秀提案者として選定する。

なお、総合評価点の最も高い提案が同点で複数ある場合で、それらの提案内容評価点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて優秀提案者として選定する。

第6 落札者の決定

市は、総合評価会議の評価結果を踏まえ、優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

なお、落札者（構成員のいずれかの者）が、落札者決定時から設計・工事請負契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。これらの事由により落札者が失格となった場合又は契約締結までに事業を行うことが困難となる事情が生じた場合等において、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行うことができる。

この場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約となる。

- (1) 本市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む。）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1号もしくは第19条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令もしくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、または同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

- (2) 本市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む。）賄賂・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人もしくは法人の役員等、またはその使用人が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。